

「母体血を用いた出生前遺伝学的検査 (NIPT：非侵襲性の新型出生前診断) 検討委員会」への参加について

JDS 会員の皆様

日頃からJDSの活動にご支援いただきまして感謝いたします。

すでにご存じのことと思いますが、母体血経由で胎児の細胞を摂取する“NIPT”は、臨床研究の段階を経て、一般診療に向けての検討が始まりました。日本産科婦人科学会では、一般診療化へ向けて、その実施体制や問題の把握を目的として学会内に検討委員会を設置する意向を表明していました。

一般診療というと、あたかも街中のどの医療機関でも簡単に検査が受けられるようになる、というイメージを抱きがちですが、現在学会が検討しているのはそのような実施体制ではありません。ただ、すでに、学会の枠組みとは別に、商業ベースでこの検査の実施

を謳う機関が複数登場していることは事実で、こうした現状を含めて今後の検査のあり方について一定の方向性を出していこうというのが検討委員会の目的になります。

この委員会の委員として、JDSに就任要請が来ました。理事会内部でもこの問題については検討しました。これまで、JDSとしては出生前診断のマススクリーニング化（妊婦であれば受けなくてはならない、といった検査）には断固反対をしつつも、個々人の判断についての是非を問わないという姿勢で臨んできました、現在もこの見解は変わりません。そして、こうした潮流は、学会における出生前検査（診断）の扱い方として一定の理解を得ていると考えています。

NIPT が受けられる人、および施設について

NIPTは、日本医学会が設けた条件を満たした場合に、受検できるとされています。

2013年4月より臨床研究の形でスタートし、日本医学会による施設認定・登録部会で登録申請している医療機関は、現在、全国で90施設余りです。ただし、学会の枠組みとは別に、未登録で検査を実施し始めている状況があり、倫理的、受検を希望する方の心理的などの観点から問題視されています。

検査を受ける人への条件には、

- ・年齢制限
- ・過去の妊娠・出産の状況
- ・カウンセリングを受けること

があります。

もちろん、JDSの内部に、こうした検査について全面的に反対し続けるべきだという意見があることも理解しています。同時に、それとは異なった意見があることも理解しています。今回の就任要請に対して、JDSとしては受諾することに決定しました。このような問題に対して、当事者団体であるJDSに委員就任の要請が来るようになったこと自体が、これまでの活動の一定の成果であると考えていますし、きちんと議論のテーブルにつく機会を提供されながらそれを断り、その一方で意見書などを提出する態度では社会的信用も得にくいと判断したからです。

JDSとして、これまでに述べてきた姿勢を変えるつもりはありません。医療者の中にも、この問題についてはさまざ

まな意見があります。今後、出生前診断技術は、ダウン症以外の先天的な染色体異常や、遺伝子由来の疾患に対して急速に拡大していくと思われます。いわゆる患者会と呼ばれる団体が、きちんと学会レベルの会議に参加して意見を述べるという議論の雛形を作る意味でも、参加はJDSの公益活動目的に合致するものであると考えています。

議論の動向は折に触れて会員の皆様にも広報していきます。またご意見を伺う場合もあるかもしれません。

どうぞ、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

公益財団法人 日本ダウン協会
代表理事 玉井邦夫